

任意後見契約サービス

万が一意思判断能力がなくなると...



● 家賃の
支払い・受け取り



● 銀行での
振り込み・引き出し



● 生命保険の
契約・保険金請求など



● 介護サービスの
契約・変更・費用の支払い



● 病院や介護施設へ
入所するための手続き
● 要介護認定の申請



● 相続手続き
(遺産分割協議など)

これら全てできなくなります!

そんな時 任意後見契約公正証書を結んでおくと安心です。

諸費用の目安...公証役場費用 **40,000円~50,000円**



クレジットカードがご利用いただけます。

お問い合わせ先 **TEL.048-477-2007**

営業部 加藤まで
相続診断士・宅地建物取引士

明治5年
創業



増木工業株式会社

Panasonic Builders Group | パナソニックビルダーズグループ

建設業許可 国土交通大臣(特-27)第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣(2)第8122号
一級建築士事務所登録(埼玉県知事登録(1)第11190号 東京都知事登録(第57037号))

TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167

〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

詳しくは www.masuki.net/

